意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(令和5年高知県公安委員会規則第8号)

2 根拠法令・条項

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

3 規則等の制定日

令和5年4月1日(土曜日)

4 結果公示の日

令和5年4月1日(土曜日)

5 適用除外条項

高知県行政手続条例(平成7年高知県条例第45号)第38条第4項第5号に該当

6 適用除外の理由

国の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一であることから。

7 規則等の概要

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

8 参考資料

9 担当課・連絡先

○ 高知県警察本部警務部県民支援相談課

Tel: 088-826-0110 (内線2922)

10 備考

公安委員会規則

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をこ

令和5年4月1日

こに公布する。

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第8号

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知県条例第34号)の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年高知県規則第18号)の規定の例による。ただし、その他高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - (高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)
- 2 高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則 (平成18年高知県公安委員会規則第2号)は、廃止する。

高知県公安委員会規則

◎ 高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する 規則